

(*)を策定。学校と家庭・地域が連携し、情報モラル教育の充実を図っています。

- *スマートフォンなどの適切な使用方法として▼夜9時以降は携帯電話などの使用をやめさせ、居間などの保護者の目の届くところに置かせる▼個人が特定さ

いじめを認知した場合の 学校の基本的な対応

- ①いじめられている児童生徒や保護者の立場に立ち、迅速に当事者と加害者から具体的な言動について事実確認をする
 - ②いじめられている児童生徒の担任等のみでいじめ問題を処理・対応することのないよう、学校全体で「組織」を活用して対応する
 - ③学校長をリーダーとし、いじめと認知した時点から早期に関係者で対応を協議する
 - ④次の場合はただちに教育委員会に口頭にて報告を行い、学校と教育委員会で対応を検討する
 - ▷重大事態に発展する可能性がある場合
 - ▷いじめにかかる問題と認知してからある程度の時間を要しても解決に至っていない場合
 - ▷当事者間や関係する児童生徒の間で、指導および対応に困難が予想される場合

- ⑤学校長は事実に基づき児童生徒・保護者に説明する
- ⑥いじめる児童生徒には毅然とした態度で対応し、行為の善悪を理解させ、反省および謝罪をさせる
- ⑦法を犯す行為については、ただちに警察などに連絡し協力を求める
- ⑧いじめが解決した後も、関係する保護者と継続的な連絡を行う

—「いじめ防止基本方針」より

①社会全体で取り組む
「いじめ防止基本方針」では、市・学校・保護者・児童生徒および地域・関係機関の役割を示し、それがいじめを防ぐために進んで行動することとしています。

- 心していじめのない学校生活を定めています。

進めていきます。

れる情報をアップしたり、他人を誹謗中傷したりする道具として使わせない－など4項目を示しています

②いじめを未然に防ぐ

各学校では、子どもたちが互いの良さを認め合える授業・集団づくりに取り組みます。いじめを許さず、子どもたちが中心となり、いじめを許さず、子どもたちが互いに変化に気付き、日常的に話しあえる雰囲気づくりを心掛けます。

さらに、先生は子どもたちの良さや変化に気付き、日常的に話しあえる雰囲気づくりを心掛けます。

各家庭には、何でも話し合える関係づくりや、子どもに悩みを抱え込ませないで相談させるような働き掛けをお願いしています。

③子どもたちの取り組み

先生から指導・支援を受けながら、子どもたちが中心となり、いじめを許さず、子どもたちが互いに変化に気付き、日常的に話しあえる雰囲気づくりを心掛けます。

いじめを防止するためには、地域の皆さんとの協力も必要です。子どもたちが安全・安心な日々を送れるよう、見守りで気付いたことを学校へ連絡するなど、普段から地域と学校が連携していくことが大切です。

下「いじめ防止基本方針」という)を定めています。この方針に基づき、子どもたちが安心していじめのない学校生活を送ることができるよう、取り組みを進めています。

「花巻市いじめ防止等のための基本的な
いじめをふせぐために」

針

【問い合わせ】
教育委員会学校教育課
(☎45-1311内線3063)

④いじめ防止を考える日

お子さんの様子で気になっていることはありませんか？

- 話を集中して聞けない
- 注意されても立ち歩く、教室から飛び出す
- かっとなって乱暴する
- 聞いたことの理解が難しい
- 話したいことを言葉でうまく表現できない
- 文字を書くことや計算が苦手
- 人の気持ちや周囲の状況を感じ取ることが苦手
- 物事に独特のこだわりがある
- 物をよくなくす、忘れ物が多い

❖ このような様子に周りの大人が早く気付き、一人一人の特性に合わせて対応することが大切です

- 保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校に支援員などを配置
- 巡回相談員・教育相談員が保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校を訪問し、保護者や教師の相談に対応
- ことばの指導員を配置し、保育園、幼稚園、認定こども園、小学校でことばの通級・巡回指導を実施
- 特別支援教育担当者や特別支援

お子さんの様子で気になることや困っていることがある場合は、各園や各小・中学校、教育委員会にご相談ください。

※教育相談の流れは下の図の通りです

【問い合わせ】

教育委員会

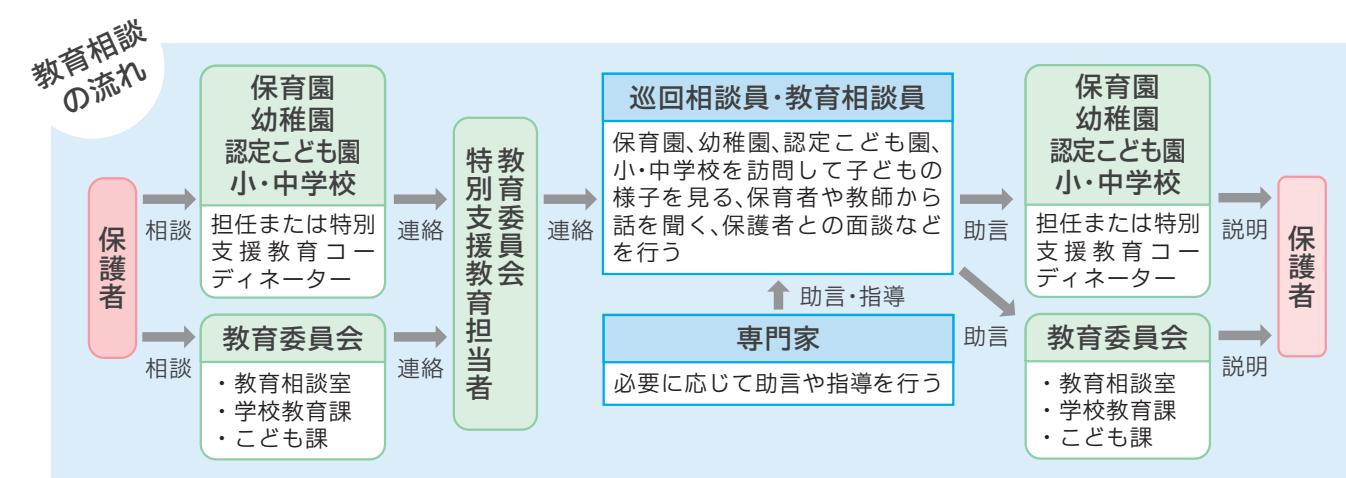
▽教育相談室(☎ 23-0260)

▽学校教育課

(☎ 45-1311内線363)

▽こども課

(☎ 45-1311内線342)



△特別支援
教育リーフレット

- 特別支援教育の理解・啓発のためリーフレットを作成
- ※ リーフレットは教育委員会に備え付けています